

令和元年第9回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 令和元年9月10日(火) 午後1時30分

2 閉会 令和元年9月10日(火) 午後3時8分

3 場所 総合福祉センター 3階大会議室

4 出席または欠席した農業委員

出席 15人

1番 鎌田 布之(会長代理)	2番 小原 弘
3番 秋山 陽太郎(農地担当)	4番 林 眞理
5番 河田 直樹	6番 高杉 通夫
7番 佐野 年昭	8番 能登谷 和正
9番 高田 稔	10番 定井 正雄(会長)
11番 梶谷 範雄	12番 野瀬 秀子
13番 横田 幸則	14番 高谷 均(農政担当)
15番 本行 逸	

欠席 なし

5 出席した農地利用最適化推進委員

9人

犬飼 正己	難波 末雄	林 修司	林 斉	宮崎 昭雄
山上 勲	小西 安彦	渡邊 則文	高上 忠義	

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 赤星 敬太 次長 前谷 学 主査 国橋 一輝 主任 平田 直美

7 議事録署名委員

3番委員 4番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第37号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第38号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第39号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

報告第32号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について

報告第33号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第34号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

開会 午後1時30分

(主任)

ご起立願います。

礼。

ご着席願います。

(会長)

皆さん、大変ご苦労様です。

今日、総会へ出席するために家を出たところ、夕立がありまして、私の家から水内橋までの間が、非常に激しい夕立でありました。美袋に来ると雨は降っていませんでした。総社へ来ると天気で非常に暑い状態でありました。

私の地区は、営農組合で、48町をほ場整備しまして、42町になっておりますが、組合が21.4町をやっております。その中で、大納言が小豆の大きいものですが、4町3反程しております。暑い中、草刈などをしております。下から上まで草刈りをしますと、草が長くなると草刈りだけで、30万円もかかる。とても苦労をしております。高齢者が農地を守っていくということで、頑張っているところです。もう少しすると、あきたこまちも4町程しておりますが、稲刈りにも、ぼつぼつ入っていきます。また、WCSとか保有米とかいろいろなことがあります。皆様方の所も収穫の所があると思います。農作業は激務のところ耐えてやっております。いつも心配しているのが、ふるさと米ということで、1万4千円位にセットされておりますけれど、市も価格については、設定しにくいのが状態で、農協を見る。農協は一般の業者の方の価格を見るということで、値段が付きにくいというようなこととございます。非常に苦労して、物を作って、生産者が値段を付ければ、うれしいことですが、値段は、一般の方々、業者が値段を付けたものを買っていただくという感じでありまして、非常に苦戦をしているところですが、我々も一生懸命に地域、あるいは、全国ですが、日本の国が今、自給率が37パーセント位ですか、率も下がっております。若い人は、農業に従事する方が少ないのではなかろうかと思っております。この前も、下原の委員さんのアンケートにもありましたように、地域を振り返ると、同居している所が非常に少なく、農業のことを学ぶことがなく、いざ、農業をしようとしてもできない。この前も、4町位している人が、農業ができなくなって、組合組織なら組合の中で対応できますけれど、個人の方が突然できなくなったら、とても苦労をして、処理に困ってしまうということで、総社市も6法人位ありますけれど、組合が立ち上がって、地域を守る。集落を守るということで、やっていかなければならないと思いますし、皆様方も地域のために、いろんな情報で皆なでやっていこうというような話をやって欲しいと思いますし、この前、市の方と●●という場所があるんですが、この場所は、瀬戸内海が見える所で、限界集落というのですか、市の職員を含めまして6人で行きまして、地域の方が待つてく

ださっているのが、4人いまして、一昨年まで米を作っていた方が、一人おりまして、その人が辞めたら、今まで開墾してきたものが、山になってしまうということで、今、40代の方が、無農薬で耕作しようということで、農地を守ろうという話をして、荒れた所をやっ払いこうということで、やっているところであります。そのような方が、少ないですがいるということで、皆様方も地域のために、地域情報をやっていただきたいと思っております。

それでは、ただ今より令和元年第9回総社市農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席者は農業委員15人、農地利用最適化推進委員の方には、9人の方へ出席をしていただいております。

農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席していることから、本総会は成立していることを報告いたします。

本日の議事日程は、皆様のお手元にお配りいたしております日程表のとおり進めさせていただきますので、ご協力よろしくお願いたします。

次に、総会での注意事項について申し上げます。

発言される場合は必ず挙手し、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。また、携帯電話は電源を切るかマナーモードにしてくださいようお願いします。

【日程第1 議事録署名委員の指名】

(会長)

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、3番委員、4番委員を指名いたします。

【日程第2 会期の決定】

(会長)

日程第2 会期の決定を行います。

本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

【日程第3 付議事件】

(会長)

日程第3 付議事件の審議に入ります。

それでは、農地担当の秋山委員よりお願いいたします。

【議案第37号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】

(農地担当)

皆様、ご苦労様です。

それでは、付議事件の審議に入ります。

議案第37号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請について議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第37号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】

【受付番号25番】

(農地担当)

それでは、2ページ、25番、清音柿木の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(2番委員)

申請地につきましては、戦前から、受け人の家族の方が耕作をされておりました。また、渡し人の方は高齢であることから、農地の殆どを小作へお願いをしております。

今回の申請は、現在の小作人へ名義が変わる申請であります。小作人は耕作もされており特に問題はないと思いますので、よろしくご審議の程、お願いをいたします。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

25番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、25番は許可されました。

【受付番号24番】

(農地担当)

続きまして、3ページの24番、黒尾の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(4番委員)

この件の農地は、従来から同じ地区内の方が、借り受けて耕作をしていたものであります。今回の受け人の方は、●●●に在住の方で、ハウス栽培でナスを作るということで、賃借権の申請がなされたものであります。

地元としては、特別、問題ないと考えております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、地元の農地利用最適化推進委員であります宮崎委員からお願いをいたします。

(宮崎委員)

申請人は、ハウス栽培を始めて、3年目位になるかと思えます。

申請人は、真面目で一生懸命に耕作をされている方です。

地元としては、何ら問題ありません。

よろしく願いいたします。

(農地担当)

ありがとうございます。

受け人の方の調査を林修司委員にさせていただいております。

林修司委員、よろしく願いいたします。

(林修司委員)

受け人は若手であり、意欲を持って営農をされておられます。

地域の活性化にも繋がっておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

以上です。

(農地担当)

同じく、推進委員の山上委員にも調査をしていただいていますので、よろしくお願いいたします。

(山上委員)

調査しましたところ、申請人は若い方で、一生懸命、ナス作りをされております。将来有望な方
であります。

以上であります。

(農地担当)

ありがとうございました。

私からも受け人について、報告をさせていただきます。

(3番委員)

各委員からの報告にもありましたように、農業を始めて3年位で、若手でハウスナスをされてい
る方です。委員の報告にもありましたように、元々、この農地は、以前からナスを栽培して
おりました。今回は、同じ産地内で引継ができるということで、問題ないと考えております。

よろしくお願いいたします。

(農地担当)

それでは、これらの件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

24番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、24番は許可されました。

以上で、議案第37号の審議はすべて終了いたしました。

【議案第38号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当)

次に、議案第38号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について議題といたしま
す。

なお、委員の皆様方へ、「農地転用許可に係る審査基準」をお配りしていますので、ご確認をしていただければと思います。この審査基準に基づきまして、今総会以降の農地法第4条、第5条の農地転用の可否を行おうとするものです。

委員の皆さん、この審査基準でよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

ありがとうございます。

この審査基準で判断をさせていただきます。

それでは、議案第38号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について、事務局より説明をお願いします。

(主査)

【議案第38号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号15番】

(農地担当)

それでは、5ページ、15番、小寺の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(12番委員)

9月5日に事務局の国橋主査、会長、13番委員、阿部推進委員、高上推進委員と私との6名で現地調査を行いました。今回、現地調査の件数が多かったので、13番委員と分けて報告をさせていただきます。

それでは、15番の小寺の件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

現況は、東が道、西が畑、南が水田、北が道であります。申請地には、既に住宅が建っていました。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの報告をお願いいたします。

(3番委員)

申請地ですが、●●●●●●●●の西側になります。申請地は、現地調査の報告にもありましたように、既に建物が建っております。この建物は、申請人の親の代から建っているみたいであります。一昨年、申請人の住宅が火事に遭われて、この関係もありまして色々と調査したところ、分かったものであります。

山上推進委員にも調査をしていただいております。

(農地担当)

山上推進委員よろしくお願いたします。

(山上委員)

申請人の父親が家を建てられたそうであります。

申請地は、土留めもしております。周辺農地への影響はないものと考えます。

以上であります。

(農地担当)

これらの件につきまして、事務局から補足をお願いいたします。

(主査)

報告にもありましたように、申請人の父親が手続きをしないまま家を建てていたものであります。相続の手続きをするなかで、農地であることが判明したものであります。始末書の提出もされております。

農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、これらの件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(4番委員)

何年も前から宅地だということですが、固定資産税はどのようになっているのですか。

(主査)

税の情報になりますので、事務局としても知ることができません。

(4番委員)

分かりました。

(農地担当)

他にありませんか。

(14番委員)

現在、家が建っているということなのですが、農地パトロールの結果は、どのようになっているのでしょうか。

(3番委員)

私の担当地域になるのですが、違反転用として報告をしております。

(14番委員)

事務局としては、どうでしょうか。

(主査)

違反転用の解消に向けて、引続き地元の農業委員、最適化推進委員さんと協力をしながら取り組んでいきたいと考えております。

(14番委員)

分かりました。

(農地担当)

他にありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

15番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、15番は許可されました。

【受付番号16番】

(農地担当)

続きまして、16番、赤浜の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(13番委員)

農業用倉庫で申請がされているのですが、既に農業用倉庫が建っていました。

現状ですが、東が山林、西が道、南と北が宅地であります。

周辺農地への影響がありますが、ないものと考えております。

以上であります。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(6番委員)

約30年前、別の場所へ農業用倉庫があったそうでありますが、その土地を処分したことから、現在の所へ農業用倉庫を建ててしまったものであります。

周囲については、現地調査の報告のとおりであります。私有地と道路に囲まれていることから、周辺農地への影響はないものと考えます。特に問題はありませぬので、よろしく願いをいたします。

(農地担当)

地元推進委員の犬飼委員からお願いをいたします。

(犬飼委員)

4番委員からの報告のとおりで、私も問題ないと考えております。

以上であります。

(農地担当)

それでは、事務局から補足をお願いいたします。

(主査)

報告にもありましたように、既に農業用倉庫等が建築されており、始末書も提出されております。農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

16番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、16番は許可されました。

【受付番号17番】

(農地担当)

続きまして、17番、下倉の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(12番委員)

申請地の状況ですが、東が畑、西が畑、南が墓地、北は申請の残りの畑になります。管理もされており特に問題はないと思います。

(農地担当)

地元委員からの説明をお願いします。

(10番委員)

現在、申請人の墓地があるのは、山際でイノシシに荒らされるような場所です。
農地転用することによる周辺農地への影響ではありますが、特に問題ないと思います。
以上であります。

(農地担当)

それでは、地元の推進委員から報告をお願いいたします。

(高上委員)

周辺農地への影響ではありますが、用水は畑のため問題ないと思います。排水は地下浸透、日照は墓石であることから影響はないものと思われます。土砂の流出は、墓地の周りを長石で囲むため問題ありません。

以上です。

よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

17番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、17番は許可されました。

【受付番号18番】

(農地担当)

続きまして、18番、下林の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(13番委員)

住宅と農業用倉庫を建てるということで申請されております。現況は、東が畑と道路、西が宅地と畑、南が道路と畑、北は宅地と水路となっております。

周辺への影響はないと思います。

(農地担当)

地元委員からの説明をお願いします。

(6番委員)

時期について確かではないのですが、地図にあります、●●●●番部分を自宅進入路として約50年前から使用をしていたものです。その後、農業用倉庫を建てたようであります。

このような状態が長期間であることなどから、周辺農地への影響はないものと考えます。

審議の程、よろしく願いをいたします。

(農地担当)

それでは、この推進委員であります、犬飼委員から報告をお願いいたします。

(犬飼委員)

6番委員の報告のとおり、周辺農地への影響はないものと考えます。

よろしく願いいたします。

(農地担当)

事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

報告にもありましたように、住宅が建っており、その進入路として利用していました。また、農業用倉庫も建築されておりました。始末書も提出されております。

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

18番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、18番は許可されました。

【受付番号19番】

【議案第39号 受付番号36番, 37番】

(農地担当)

続きますして、19番、北溝手の件であります。次の農地法第5条、9ページの36番、37番と関連する案件でありますので、一括審議とさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

それでは、5ページの19番、9ページの36番、37番につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(13番委員)

現地調査の報告につきましては、それぞれについて報告をさせていただきます。

それでは、19番についてであります。道路幅幅ということで申請がされております。東側が既存の道路、西が田、南が宅地、北が桃太郎線であります。

農地転用することによる周辺農地への影響はないと思います。

次に、36番であります。東が道と田、西側が田、南側が宅地、北側が道路です。

農地転用することによる周辺農地への影響はないと思います。

37番の件ですが、住宅で申請がされています。東側が道路、西が田と道路、南が住宅と倉庫、北側は桃太郎線であります。

農地転用することによる周辺農地への影響はないと思います。

以上であります。

(農地担当)

地元委員からの説明をお願いします。

(11番委員)

19番の件につきまして、東側が道路、西側が第5条で申請された土地になります。南側が宅地、北側が水路があり道路、そして線路との間に細長い草が生えていました。

農地転用することによる周辺農地への影響であります。周辺は、先般も住宅の申請があったも

ので、順番に埋まっていくような所であります。用水、排水も北側に水路があるので問題ありません。日照、通風につきましては、道路拡幅について問題ありません。土砂の流出も問題ありません。地元としては、問題ありません。

続きまして、36番について報告をさせていただきます。

東が道路、西側が埋め立てをした残地、南側が住宅、北側は水路があり道路、用水につきましては、この周辺に水田がなく問題ありません。排水についても北側に水路があり問題ありません。日照、通風も問題ありません。土砂の流出も土留めを設置するので問題ありません。

地元としては、問題ありません。

続きまして、37番ですが、東が道路、西が水田、南側が埋め立てした土地、北側に溝があり線路があります。用水も行き止りの田で南側から引き込んでいるので問題ありません。排水も問題ありません。日照、通風も北側が線路なので問題ありません。建築物は平屋なので問題ありません。土砂の流出につきましては、土留めを設置するので問題ありません。

地元としては、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。

以上です。

(農地担当)

事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、3件とも市街地化が見込まれる区域として、市街地に近接する区域内にあり、桃太郎線服部駅のおおむね500メートル以内にある農地ということで、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、これらの件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

5ページ19番、9ページ36番及び37番のこれらを許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、これらは許可されました。

【受付番号20番, 21番】

【議案第39号 受付番号33番】

(農地担当)

続きまして、20番、井手の件であります、6ページの21番、それから農地法第5条、9ページの33番が関連する案件でありますので、一括審議とさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

それでは、5ページの20番、6ページの21番、9ページの33番の件に付きまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(12番委員)

この案件は、9ページの33番の一般住宅に係る道路拡幅であります。

20番につきましては、添付図面を見ていただければと思います。形としては、L字型に道路拡幅をしようとするものであります。現地は、東が住宅、西が道路、南が水路と道、北が宅地になります。

21番につきましても添付図面を見ていただければと思います。これも道路の拡幅であります、現地は、東が宅地と田、西が道路、南が道路、北も道路です。

最後の33番、住宅の案件ですが、東が宅地、西が道、南が水路と道、北は畑で草が生えていました。周りへの影響はないものと思われまます。

以上です。

(農地担当)

地元委員からの説明をお願いします。

(3番委員)

現地調査の報告にもありましたように、20番、21番の道路拡幅であります、9ページの33番の第5条の住宅による関連であります。

申請地の場所は、●●●●●●の南東になります。市街化区域に近接しており、近年、宅地化が進み、水田と宅地とが混在している地区になります。

農地転用しても特に問題ないと思います。

(農地担当)

地元の難波推進委員から報告をお願いいたします。

(難波委員)

4条の件であります、以前、●●●●●●●●●●があった信号交差点の北側になります。現在の道は狭いことから、完成後は市へ寄付するということです。道路側溝を設置して、それ以外の部分はアスファルト舗装をする計画であります。隣接農地への影響はないと思います。この道は通学路

にもなっており、法面が起きることは、地元としても良いことだと思っております。続いて、第5条であります。申請地は畑として耕作をされていた農地であります。東と北は境界ブロックを設置して土砂の流出をしないようにしています。雨水は柵に集めて道路側溝に流す計画であります。生活排水は公共下水道へ接続をします。用水、日照、通風につきましても特に問題ないと思います。以上です。

よろしくご審議の程、お願いをいたします。

(農地担当)

事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、4条、5条の申請とも市街地区域に近接し市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、これらの件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(林齊委員)

市街化調整区域でも下水道へ接続できるのですか。

(主査)

申請地の西側に南北の道路がありますが、この道路が市街化区域と市街化調整区域との境になります。この道路に下水道管が埋設されていることから、下水道課との協議により接続ができたものであります。

(林齊委員)

分かりました。

(農地担当)

他にありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

5ページ20番、6ページ21番、9ページ33番のこれらを許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、これらは許可されました。

以上で、議案第38号の審議は終了いたしました。

【議案第39号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当)

次に、議案第39号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について議題といたします。

議案第38号の農地法第4条の審査前にも言いましたが、議案第39号の農地法第5条につきましても、「農地転用許可に係る審査基準」に基づき審査をするようになりますので、よろしく願いをいたします。

委員の皆さん、よろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(農地担当)

それでは、事務局より説明をお願いします。

(主査)

【議案第39号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号29番】

(農地担当)

それでは、29番、宿の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(13番委員)

申請地の周辺の状況ですが、東側が住宅と道路、西は道路、南が住宅になっております。北側が道路であります。農地転用することによる周辺農地への影響はないものと思います。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(14番委員)

申請地周辺には、現在、3軒の家が建っております、今回は最後の案件になろうと思います。
用水関係につきましては、周辺に宅地がありますので、特に問題ないと考えます。また、排水に付きましても、雨水は宅地内の柵に集めて道路側溝に流す予定であります。生活排水等につきましても合併浄化槽で処理をするということでもあります。日照、通風につきましては、北側に田がありますけれど、家の北側は道路になっております。家を建てたとしても北側の田へ影響を及ぼすことはないと思います。土砂の流出につきましては、土留め壁を設けて対応するというので、問題ありません。

農地転用することについては、問題はないと考えますので、よろしくご審議をお願いいたします。
(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

29番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、29番は許可されました。

【受付番号31番】

(農地担当)

続きまして、31番、真壁の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(13番委員)

この申請は、申請人の従業員用の露天駐車場であります。
周辺の状況であります。東が道路、西に住宅と雑種地、南側は道路、北側に住宅であります。
周辺農地への影響はないと思います。
以上であります。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(5番委員)

この区画は開発が進んでおり、今回の申請が最後の申請になります。
周辺農地への影響であります。用水、通風、土砂の流出等は問題ありません。雨水に関しては、
沈殿枳を設けて排水するので支障はないと考えます。
ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、おおむね500メートル以内に、2つ以上の教育施設、公共施設がある農地と
いうことで、第3種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、これらの件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

31番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、31番は許可されました。

【受付番号32番】

(農地担当)

続きまして、32番、三須の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(12番委員)

申請地は、東と西が住宅、南が道路、北が住宅であります。申請地は耕作していませんが、草の管理はされてきました。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員から報告をお願いいたします。

(6番委員)

申請地は、添付資料を見ていただければと思います。

申請地の隣、●●●●番●●が、今年の6月に申請をされたばかりであります。昨年の豪雨災害で被災された方の申請になります。申請地周辺は宅地と道路ということで、周辺農地へは、殆ど影響はないようです。

以上であります。

ご審議の程、よろしく願いをいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

32番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、32番は許可されました。

【受付番号34番】

(農地担当)

続きまして、34番、上林の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(12番委員)

申請地は、東が河川敷、西が住宅、南が道路、北も河川敷で草が生えていました。

転用することによる周辺農地への影響はないものと思います。

●●●●の●●●●の南側になります。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(6番委員)

現況につきましては、現地調査の報告のとおりであります。

用水については、近隣農地への影響はないようです。排水については、生活排水は合併浄化槽で処理後に南側道路の側溝へ排水します。雨水は、沈殿柵を設けて土砂が直接流入しないように留意するようにしています。日照、通風等特に問題はないようです。

総合判断といたしましては、西隣が宅地ですが、あとは川の土手と道路に囲まれた所ですので、近隣農地へは直接影響はありません。

審議の程、よろしく願いをいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

34番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、34番は許可されました。

【受付番号35番】

(農地担当)

続きまして、35番、金井戸の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(12番委員)

現況は、東が宅地、申請の残りの水田、西が宅地、南は道路を隔てて水田、北は申請の残りの水田と道路になります。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(11番委員)

ここにつきましては、8月24日に林委員へ確認をしていただき、その後、27日に私も確認をいたしました。

東側は宅地、塀で囲っていて高さがあります。西側は、以前に申請があった新しい住宅、南側は水田であります。北側は自家所有の田で申請後の残地になります。

用水につきましては、南側の水田は南側の国道側から水を引いています。自己所有田につきましては、北側は高さがあるのですが、ポンプアップで取水するようになっているので問題ありません。

排水につきましては、所有田の排水は北側側溝から水路へ、建物の排水は延長敷地から北側側溝、そして、西側水路へ放流するようになっており問題ありません。日照、通風も問題ありません。土砂の流出につきましては、境界部分に土留めを設置するので問題ありません。

総合判断といたしまして、この辺りの水田は、水路からポンプアップしないと取水できないと聞いております。水田を行うにあたって難しい所であります。

地元としては、問題ないと思っております。

以上であります。

(農地担当)

地元の推進委員であります、林委員からお願いをいたします。

(林齊委員)

1 1 番委員の報告のとおりでありまして、周辺農地への影響はないものと思います。
よろしく願いをいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

3 5 番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、3 5 番は許可されました。

【受付番号38番】

(農地担当)

続きまして、38番、新本の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(1 2 番委員)

現況は、東が駐車場で舗装をされています。西が水田で稲が植えられていました。南は宅地、北は畑で、既に倉庫が建っていました。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(1 番委員)

現地調査の報告にありましたように、既に倉庫が建っております。

申請地には、以前から倉庫が建っており、この倉庫は、渡し人の親の代から倉庫が建っている状態でありました。

南が●●さんの宅地、東が舗装をされている雑種地、西側が田、北側が畑であります。かなり昔から、倉庫として利用されていたことなどから、周辺農地への影響はないと思います。

よろしく願いをいたします。

(農地担当)

地元の推進委員であります、渡邊委員からお願いをいたします。

(渡邊委員)

1番委員の報告のとおり、現状建物が建っております。

周辺農地への影響はないと思いますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

報告にもありましたように、渡し人の両親が自宅裏へ倉庫を建てており、農地法の規定を知らずして、このようにしてしまったということであります。この度、始末書の提出もされております。

農地区分ですが、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ということで、第1種農地と判断しています。例外許可規定として、既存施設の拡張に該当いたします。

(農地担当)

この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(3番委員)

始末書は誰からになりますか。

(主査)

今回の場合は、相続人の3人からになります。

(3番委員)

分かりました。

(農地担当)

他にありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

38番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、38番は許可されました。

【受付番号30番】

(農地担当)

続きまして、30番、黒尾の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(13番委員)

周辺の状況といたしまして、東側が雑種地、西側が畑、南が宅地、北側が田んぼです。

申請地は、草刈り等をされており管理されておりました。

以上であります。

(農地担当)

それでは、地元委員から説明をお願いいたします。

(4番委員)

今回の申請は、受け人と渡し人とは、親子関係になります。

親の近くに家を建てて、親の仕事を手伝うということで、今回の申請になったものであります。

被害防除計画もしっかりしており、周辺農地への影響はないものと考えます。

(農地担当)

それでは、地元の宮崎委員から説明をお願いいたします。

(宮崎委員)

受け人は、仕事が休みの時には、草刈りをしたり、父親の農業の手伝いを何かとしております。

農地転用することによる周辺農地への影響ではありますが、4番委員の報告のとおり、周辺農地への影響はないものと考えます。

以上であります。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

30番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、30番は許可されました。

以上で、議案第39号の審議はすべて終了いたしました。

【報告第32号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】

(農地担当)

報告第32号、農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について、事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第32号 報告書について朗読】

【報告第33号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当)

次に、報告第33号、農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第33号 報告書について朗読】

【報告第34号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当)

次に、報告第34号、農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第34号 報告書について朗読】

【報告事項】

(農地担当)

20ページ以降は、その他報告事項となっていますのでお目通しください。

以上ですが、本日、許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付するものといたします。また、開発許可が必要なものにつきましては、同時許可とし許可書を交付することといたします。本日の許可件数は、第3条関係が2件、第4条関係が7件、第5条関係が10件でありました。ご協力ありがとうございました。

(会長)

ありがとうございました。

以上で、日程第3の付議事件についてすべて終了いたします。

ここで、約10分間の休憩をいたします。

【午後2時36分から午後2時45分まで休憩】

(会長)

休憩前に続き、会議を開きます。

【日程第4 その他】

(会長)

日程第4のその他に入ります。

農業委員会だより編集特別委員会の委員長から、報告を求められていますので、報告をお願いいたします。

(2番委員)

【そうじゃ農業委員会だよりの発行について】

(会長)

他に委員の方々から、報告等ありませんか。

(委員)

なし。

(会長)

それでは、事務局から事務連絡をお願いいたします。

【事務連絡】

【現地調査日時等について】

【総会日時等について】

【市町村農業委員及び農地利用最適化推進委員研修について】

【農業委員会活動記録簿の記載について】

(会長)

それでは、会長代理より閉会の挨拶をお願いします。

(会長代理)

皆さん、ご苦労様です。

この会場は、空調により涼しいですが、外は暑いのではなかろうかと思えます。

早い所は、稲刈りが始まっているのではなかろうかと思えます。これから、本格的な秋の収穫に入りますので、体には十分に気をつけて、農作業に励んでいただきたいと思えます。

ご苦労様でした。

閉会 午後3時8分